

大田原市役所節電エコオフィス取組方針

平成25年12月策定
(平成28年11月改訂)
(令和6年6月改訂)

大田原市

1 策定の趣旨

東京電力管内の電力供給状況は平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降大幅に減少していましたが、現在では電力の需給状況は改善しつつあります。しかし、気象状況の変化に伴う需要の増加や電源のトラブル等が発生した場合は、安定した電力供給ができない可能性があるとして、毎年夏季と冬季に、国から事業者や家庭に対して節電への呼びかけがなされています。

また、国が掲げた 2050 年カーボンニュートラルへの目標に向け、温室効果ガスの排出量削減への取組が必要となっています。さらに、エネルギー価格も高騰しており、経費削減の観点からも課題が生じています。

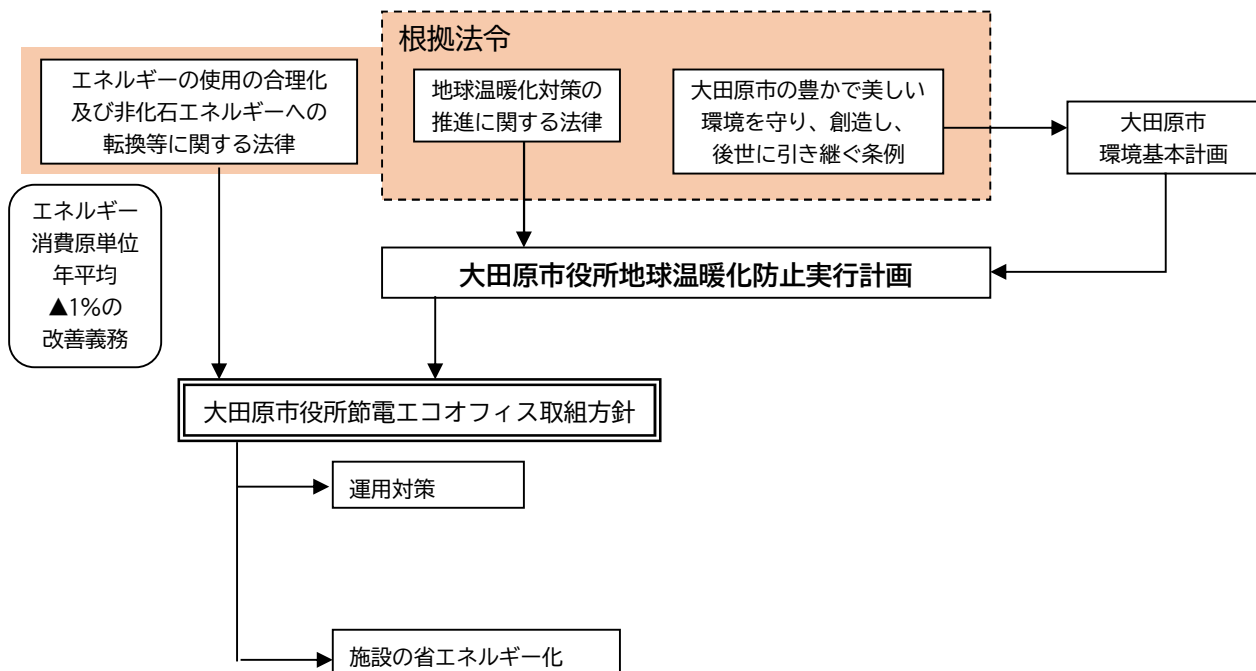
これらの状況から、本市では公の事業者の責務として節電への取組や意識付けをさらに推進するため、「大田原市役所節電エコオフィス取組方針」を策定し、今後とも継続して組織的に節電に取り組むこととします。

2 方針の位置付け

本方針は、「大田原市役所地球温暖化防止実行計画」のうち、電力使用に関する取組を詳細化した部門計画として位置付けられます。

また、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づくエネルギー消費量原単位の改善を図るための具体的施策としての性格も有します。

【地球温暖化対策に関する法令及び計画の体系】



3 基本方針

(1) 基本的な考え方

- 市は、安定的な電力需給へ貢献するため、夏季（7月～9月）及び冬季（12月～3月）において最大需要電力の削減に取り組むこととします。
- 市は、温室効果ガスの排出量を削減するため、通年で使用電力量の削減に取り組むこととします。
- 市は、施設の省エネ化を図るため、省エネ機器の導入を促進することとします。

(2) 目標

- 夏季及び冬季における最大需要電力の削減数値目標は、国等の電力需給対策などを考慮した上、必要に応じて別に定めることとします。
- 使用電力量の削減数値目標は、大田原市役所地球温暖化防止実行計画に定めるとおりとします。
- 最大需要電力及び使用電力量ともに、前年同月の実績値を越えないよう努めることとします。

(3) 取組期間

- 期間を設けずに継続して取り組むこととします。

(4) 対象施設

- 本方針の対象施設は、別表1に掲げる施設とします。
- 職員が常駐していない施設及び使用電力量が少ない小規模施設は、節電の手段が限られることから本方針の対象外としていますが、可能な範囲で節電行動を実行するとともに、省エネ機器の導入等の中長期的な節電に努めることとします。
- 指定管理者が管理する施設等の市が直接管理していない施設は本方針の対象外としていますが、当該施設の主管課長を通じて施設管理者に対して節電取組への協力を要請するとともに、省エネ機器の導入等の中長期的な節電に努めることとします。

4 具体的な取組内容

(1) 基本的な考え方

- 高圧受電施設は最大需要電力及び使用電力量の削減を図ることとします。
- 低圧受電施設は使用電力量の削減を図ることとします。

(2) 短期的取組内容（運用対策）

- 対象施設及び対象施設内の各課等において、別表2に掲げる節電行動に取り組みます。
また、日々の取組状況について、庁内ポータルサイトから節電取組点検表に記録します。
- 市民等へ部屋等の貸出を行う施設にあっては、利用者に対して活動に支障がない範囲での節電を要請することとします。

(3) 中長期的取組内容（設備対策）

- 照明器具の更新を予定する施設では、原則としてLED照明を導入することとします。
- 照明のこまめな消灯を実施するため、各施設の照明器具へのキャノピースイッチの設置を促進します。
- 水銀灯を使用している施設では、LED照明等の高効率照明機器に交換します。
- 2000年以前に製造された空調設備については、高効率空調設備への更新を促進します。
- 夏季における冷房負荷を低減するため、エアコン室外機への水噴霧装置や窓ガラスへの遮熱シートの設置を促進します。
- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを利用した常用発電設備の市有施設への導入を促進します。
- 建築物の改修を予定している施設において、ZEB化改修を促進します。
- デマンドレスポンスによる電力の需給調整を促進します。

5 進捗管理等

- 各施設又は各課で記録した節電取組点検表は、翌月15日までに生活環境課環境保全係宛て報告することとします。
- 生活環境課環境保全係は、報告された節電取組点検表の内容を検証し、以後の節電行動に反映することとします。
- 取組結果については、必要に応じて公表します。
- 本方針は、社会情勢の変化等により取組内容等に変更が生じた場合には、年度途中においても必要に応じて見直しを行うこととします。